

佐賀県告示第 105 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 29 条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定を解除する予定である旨通知があった。

令和 5 年 4 月 28 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

1 解除予定に係る保安林の所在場所

鳥栖市河内町字鳥越 2361 番 1 ・字櫓石 2612 番 2 （以上 2 筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

水源の涵養^{かん}

3 解除の理由

指定理由の消滅のため

（「次の図」は、省略し、その図面を佐賀県農林水産部森林整備課及び鳥栖市農林課に備え置いて縦覧に供する。）